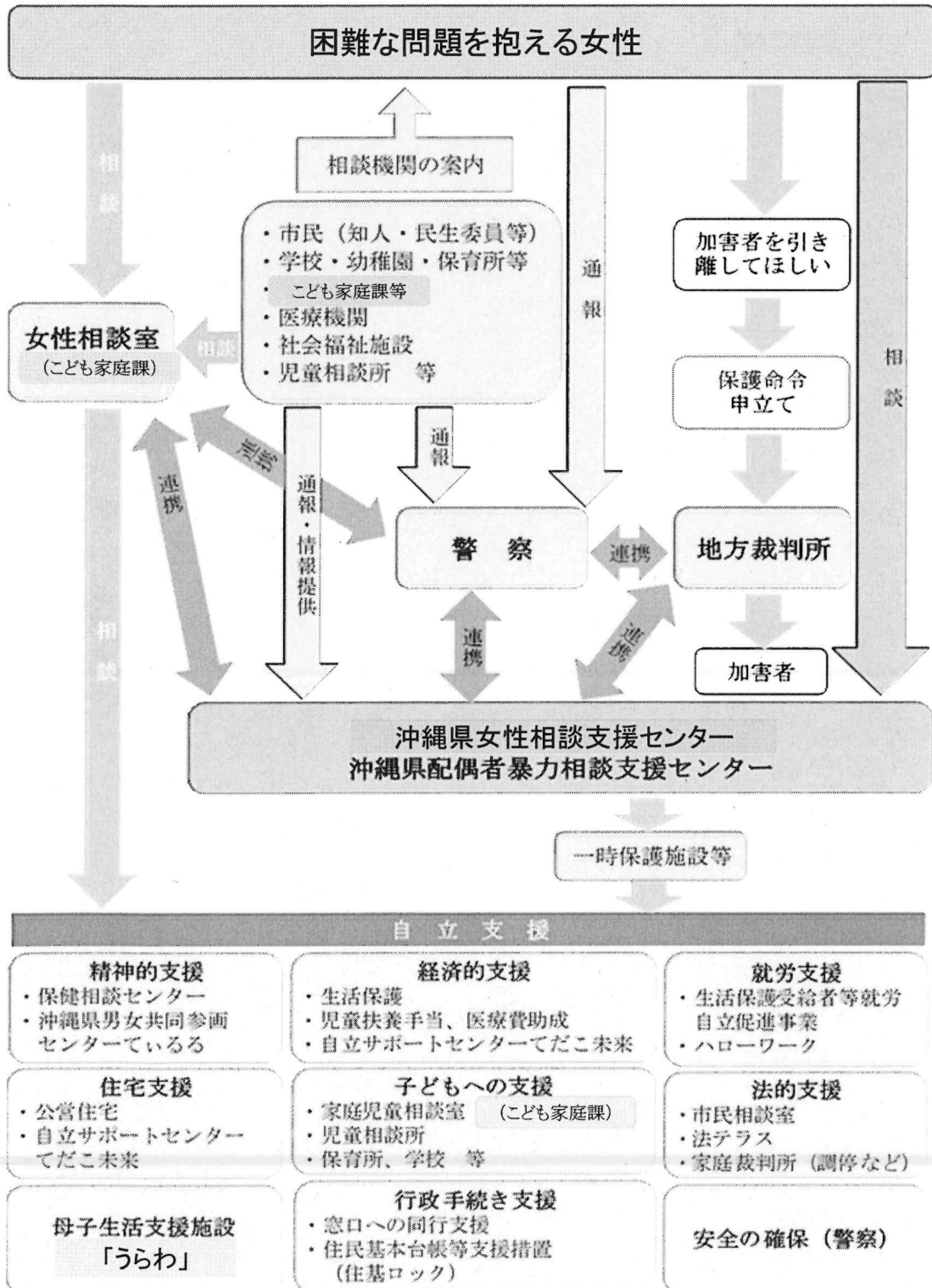


第6章 女性支援

1. 女性支援事業の概要

(目的)

女性支援事業は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(通称・女性支援新法)に基づき、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行います。



2. 女性相談室

女性が抱えるさまざまな悩み(夫や恋人からの暴力、離婚問題、妊娠その他、心やからだの悩み、日常生活上の悩み)に対し、女性相談員が相談対応を行います。

【相談内容】

- ・夫婦、親子、嫁姑、親族間の問題
- ・近隣、職場などの対人関係
- ・結婚、離婚や異性間の問題
- ・その他一身上のことなどの悩み

○令和3年度相談件数:284件 ※主な相談内容 (単位:人)

夫等問題	子ども問題	親族問題	交際相手	人間関係	経済関係
170	23	27	0	14	14
医療関係	住居問題	その他	合計		
19	12	5	284		

○令和4年度相談件数:275件 ※主な相談内容 (単位:人)

夫等問題	子ども問題	親族問題	交際相手	人間関係	経済関係
172	13	30	2	18	12
医療関係	住居問題	その他	合計		
14	4	10	275		

○令和5年度相談件数:309件 ※主な相談内容 (単位:人)

夫等問題	子ども問題	親族問題	交際相手	人間関係	経済関係
195	17	43	1	17	11
医療関係	住居問題	その他	合計		
7	12	6	309		

○令和6年度相談件数:271件 ※主な相談内容 (単位:人)

夫等問題	子ども問題	親族問題	交際相手	人間関係	経済関係
177	15	34	1	7	6
医療関係	住居問題	その他	合計		
13	12	6	271		

資料:こども家庭課